

事務連絡  
令和元年 11 月 8 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 障害福祉サービス等情報公表システムにおける情報更新の推進について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度の障害福祉サービス等情報公表システム（以下「システム」という。）における情報の更新につきましては、平成 31 年 4 月 26 日付「障害福祉サービス等情報公表システムにおける情報更新について（事務連絡）」の発出以降、事業所による報告及び、都道府県及び指定都市並びに中核市等（以下「都道府県等」という。）による審査・公表を実施いただいていることと存じます。

当該報告、公表の時期は、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（平成 31 年 3 月 26 日一部改正）」において、報告期限を報告年度の 7 月末日、公表時期を報告後 2 か月以内としております。

※ 報告年度内に新たにサービス提供を開始する事業所は別途設定しています。

しかし、現時点における今年度のシステム上の公表（更新）状況につきましては、別添 1 のとおり進捗が芳しくない都道府県等もございます。

また、事業所によっては、更新すべき情報がほとんど無いことも想定されますが、当該公表制度では、毎年度の報告におきまして更新の有無にかかわらずシステム上において届出をいただくこととされており、速やかな届出および公表処理をお願いする次第です。

つきましては、各都道府県等におかれましては別添 2 「当年度未登録・未申請事業所一覧」の処理状況を確認の上、所管事業所に対し、更新申請の推進をお願いいたします。

また、すでに更新申請されている事業所情報につきましては、速やかに承認・公表処理をいただくようお願いいたします。

※ 一覧における処理状況と、作業いただく時点の処理状況が異なる場合がございますのでご留意下さい。

なお、処理状況ごとの作業につきましては、別添 3 に記載の作業内容に則っていただくようお願いいたします。

障害福祉サービス等情報公表制度は、当該サービスの利用者等の利便を向上するために創設された制度であり、適切な情報公表が求められておりますので、ご協力をお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課 評価・基準係

倉田、緒方、相川

T E L : 03-5253-1111 (内線) 3036

E-mail : [hyouka-ki\\_jyun3@mhlw.go.jp](mailto:hyouka-ki_jyun3@mhlw.go.jp)